

消費生活

募集します 消費生活の相談員

消費生活センターで囑託の消費生活相談員を募集します。

資格：消費生活専門相談員、消費生活アドバイザー資格のある人・同資格一次試験合格者 勤務時間：午前8時30分～午後5時15分のうち六時間 採用人数：二人（面接選考） 申し込み：12月28日 までに履歴書に必要事項を記入し、消費生活センター（230 1755）へ直接

税

国保税も対象です 社会保険料の控除

一月から十二月まで今年中に支払った国民健康保険（国保）税は、確定申告・市民税申告に社会保険料控除として申告することができます。

国保税は世帯主に課税されま

相談

法律相談 火曜（1月3日は休み） 12月15日、午後1時～4時、市役所市民相談室 は大胡支所。弁護士との相談申し込みは電話で前執務日の午後2時から市民相談室 890 6100へ。先着各六人

公証相談 12月12日、午後1時～4時、市役所市民相談室 遺言や金銭、土地建物の賃貸借などの公正証書作成の相談

行政相談 12月21日、午後1時～4時、市役所市民相談室

転職希望者に無料でアドバイザー

産業雇用安定センターでは、在職中で転職を希望する人に職業相談・紹介を行っています。経験豊富なスタッフが適切なアドバイザー費用は無料で、秘密は厳守します。どうぞご利用ください。

日時：月曜～金曜、午前9時～午後5時 会場：産業雇用安定センター（元総社町） 申し込み：同センター 255 2586へ

すが、実際にその費用を負担した人（生計を一にする配偶者その他の親族など）の所得からの控除が認められます。今年中に納付が済んでいる税額を納税通知書などで確認し、確定申告などで社会保険料控除の申告をしてください。納付が済んでいないと控除の対象になりません。注意しましょう。

なお、納付済み額の照会にはフリーパス保護のため電話ではお答えできない場合があります。問い合わせは国保年金課 890 6250へ。

1月31日までに 償却資産の申告

土地、家屋を除く事業用資産を償却資産といい、固定資産税の課税対象になります。事業を行っている人は、自己利用でも貸し付けでも申告をすることが法律で定められています。期限までに申告書を提出してください。また、所有している資産がなければ資産がないという申告をお願いします。

なお、前年度までの申告者と設立法人には申告用紙を郵送しましたが、届かない場合でも該当者は申告が必要です。来庁するか電話で申告用紙を請求してください。また、本市のホームページから



理美容機器なども対象に

ページからも書式をダウンロードできますのでご利用ください。申告がない場合は、後日調査に伺うこともあります。

申告によつて所有している資産ごとに課税標準額を計算し、合計額が百五十万円以上の場合には、固定資産税が課税されます。申告が必要な償却資産：構築物：門塀、舗装路面、庭園の外灯など、建物付属設備のうち発電・変電設備など、その他建物の改良費、テナントが施工した内外装費など 機械・装置：モーター、旋盤 プレスなどの製造加工用機械 土木建設用機械など 船舶 航空機 車両・運搬具：大型特殊自動車（フォークリフトほか）など 工具・器具・備品：測定・検査用具、家具、事務用機器、電気・ガス機器、看板、医療器具、自動販売機、娯楽機器、理・美容機器など 対象：個人・法人を問わず

事業を行っている人 提出期限：1月31日 提出先：市役所資産税課

：問い合わせは同課 890 6216へ。

**家屋の取り壊し
必ず減失届を**

家屋の一部または全部を取り壊したときは、減失届を市役所資産税課、大胡・宮城・粕川支所に必ず提出してください。十二月三十一日 までに取り壊した家屋には、来年度から固定資産税が掛からなくなります。

なお、法務局に滅失登記を済ませた人や、新増築した人で家屋評価のときに職員が確認した場合は必要はありません。

：問い合わせは同課 890 6218へ。

税の納入呼び掛け 滞納世帯を訪問

十二月十二日 から二月二十六日 までを「特別滞納整理期間」と定め、市税の納付を広く呼びかけます。この期間中に市職員が滞納世帯を訪問し、事情を伺いながら税の納入を勧めます。ご協力ください。なお、市職員は写真入りの証明書を持っています。

また、市税をまだ納めていない

12月8日 午後1時～3時 社会福祉協議会大胡支所 12月19日 午後1時～3時 宮城支所 12月13日 午前9時～正午、かすかわ老人福祉センター。行政に対する苦情・要望・相談

税務相談 12月19日、午後1時～4時、市役所市民相談室 相続税や贈与税などの相談

登記相談 12月9日、午後1時～4時、市役所市民相談室 相続・不動産登記や土地境界問題などの相談

市民相談 月曜～金曜（12月29日）～1月3日、は休みの執行時間内、市役所市民相談室（890 6100）。心配事や悩み事などの電話・面接相談

高齢者電話相談 237 5110 月曜～金曜（12月29日～1月4日、は休み）、午前9時～午後4時（正午～午後1時を除く）

心配ごと相談 237 5006 月曜～金曜（12月29日）

相談員が親身になって

～1月4日、は休み、午後1時～4時、総合福祉会館（日吉町二丁目）。心配事の面接・電話相談

こころの健康相談 12月15日、午後1時30分～3時30分、総合福祉会館（日吉町二丁目）。心の不調で悩み事のある人やその家族に対する専門医の面接相談 予約を障害福祉課 219 2005へ

精神保健相談 12月8日、午後1時30分～4時、前橋保健福祉事務所。予約を同所 231 7721へ

DV・セクハラ相談 月曜～金曜（12月29日）～1月3日、は休みの執行時間内、市職員研修会館内生活課（本町一丁目 890 6520）。配偶者などからの暴力に対する悩み事や心配事の電話・面接相談

幼児相談 月曜～金曜（12月29日）～1月3日、は休み、午前9時～午後5時、幼児教育センター。幼児の心・体・言葉の発達や子育てに関する心配事の電話・面接相談。面接は予約を同センター 210 1234へ。なお、1月11日、に医師による面接相談を実施。問い合わせは同センター

景観アドバイザー相談 12月22日、午後3時～5時、市役所33会議室。より良い景観のアドバイザー。予約を都市整備課 8

FM GUNMA 86.3MHz

**前橋
FM INFORMATION**

毎週木曜 午後1時38分～
毎週金曜 午前10時17分～4分間

電話労働相談 12月21日、1月4日、午後1時30分～4時。の相談員は社会保険労務士・根岸純一さん 232 3886 は同・中沢三郎さん 221 5532。賃金・解雇などの労働問題の相談。問い合わせは工業課 890 6617

教育・青少年相談 230 9090 月曜～土曜（12月29日）～1月3日、は休み、午前9時～午後7時（土曜は午後5時まで）、総合教育プラザ。青少年や保護者、関係者を対象に電話・面接相談。面接は予約を同所へ。Eメールでの予約は簡単な相談内容・年齢（学年）・面接希望日時・電話番号（電話連絡の希望者）・来所人数を明記し sudan@staff.naet.ac.jpへ

傍聴できます

教育委員会の定例会

日時=12月14日 午後3時 会場=市役所32会議室 対象=一般、先着10人 申し込み=当日2時50分に会場へ直接 問い合わせ=教育委員会総務課 890-5802

12月の納税

固定資産税・都市計画税第四期、国民健康保険税第六期、12月26日 まで

休日臨時納税窓口

平日に納税できない人のために臨時納税窓口を開きます。日時：12月18日、29日、午前8時30分～午後5時 場所：市役所収納課、大胡・宮城・粕川支所

：問い合わせは同課 890 6226へ。

母子家庭相談 月曜～金曜（12月29日）～1月3日、は休み、午前9時～午後4時、市役所児童家庭課 223 4148。母子家庭や寡婦の電話・面接相談

家庭児童相談 223 4148 月曜～金曜（12月29日）～1月3日、は休み、午後4時、市役所家庭児童相談室。子どもと家庭についての電話・面接相談。面接は予約を同室へ

女性相談 月曜～金曜（12月29日）～1月3日、は休み、午前9時～午後4時、母子福祉センター（住吉町二丁目） 231 1082。女性の悩みや心配事などの電話・面接相談

外国人相談 月曜（1月2日は休み）、午後1時～5時、市役所国際交流協会相談窓口。英語・中国語・ポルトガル語・スペイン語の四カ国語で面接相談

外国人諮詢服務処

時間：毎週一下午一点到五点
地点：市役所 層「外国人諮詢服務処」内 新設語種：英語 中国語 漢語 葡萄牙及西班牙語 四種外語）諮詢費用「免費」

元総社中 三年 奥田 柳太郎

築き合う そこから始まる 思いやり